

第 8 次医療計画策定に向けた骨子検討シート（第 2 部第 1 章第 6 節 8 新興感染症発生・まん延時の医療）

1. 病床

現状（これまでの取組や実態を示す統計等を含む。）

新型インフルエンザをはじめとする新興・再興感染症の流行に備え、以下の取組を実施

- 感染症指定医療機関、感染症入院医療機関の整備
- 事業継続計画（BCP）の策定支援や院内感染防止対策に係る支援
- 防護服等の感染防止資機材の備蓄
- 感染症指定医療機関の受入体制・患者移送体制の確保に向けた訓練の実施や必要な医療資器材の整備

新型コロナウイルス対応で以下の取組を実施

- 「保健・医療提供体制確保計画」（うち「病床確保計画」）等を策定
- 感染状況に応じて迅速に必要な病床を確保するため、病床確保レベルの引上げを実施
- オミクロン株の感染拡大時には、救急医療をはじめとした通常医療の状況や重症患者の割合などに応じ、病床の柔軟な運用を実施
- 新型インフルエンザ等特措法に基づき、病床を補完する臨時的医療施設として、流行株の性状等に応じて酸素・医療提供ステーションや高齢者等医療支援型施設等を戦略的に設置・運営

課題

- 入院病床の確保
  - ・感染症患者の専用病床を有する感染症指定医療機関だけでは新型コロナウイルス感染症の入院患者を受けきれず、一般の病院が通常医療を制限してでも病床確保をする必要が生じた
- 感染症患者が急増する中、一般の病院において感染症患者を受け入れる体制の立ち上げに時間がかかった。
  - ・患者の急増やウイルスの性状等に応じて、酸素投与や介護を必要とする高齢者等を受け入れる臨時的医療施設が必要となった。
  - ・急速な感染拡大の局面で、患者の療養先調整や移送（搬送）などを行う体制等が十分でなかった
  - ・患者の症状改善後も、転院・退院調整に時間がかかった
  - ・医療用マスク等の必要な個人防護具（PPE）等について、調達に期間を要することがあった。

今後の方向性（取組の概要を含む。）

- 新興感染症の発生時からの対応として、まずは、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の感染症病床を中心に対応する体制を整備
- 流行初期の一定期間には、感染症指定医療機関が引き続き対応を行うとともに、当該感染症指定医療機関以外の流行初期医療確保措置の対象となる医療措置協定を締結した医療機関も中心に対応していく体制を整備
- 一定期間の経過後は、公的医療機関等も中心となった対応とし、その後 3 か月程度を目途に、順次速やかに、医療措置協定を締結した全ての医療機関で対応していく体制を整備
- 酸素投与や介護を必要とする高齢者等を受け入れる病床等、新興感染症の性状や医療手協体制の状況に応じて、病床を補完する臨時的医療施設を設置
- 都及び医療機関における個人防護具（PPE）の備蓄体制の整備（・医療措置協定の締結状況等を関係機関や都民にわかりやすい形で公表）

目標

- 新興・再興感染症の発生時に、通常医療との両立を図りながら、感染症患者を確実に受け入れる入院医療体制を確保
- 患者の症状に応じた円滑な入院調整及び転退院支援体制の整備
- 臨時的医療施設の設置等、新興感染症の性状や医療提供体制の状況等に応じて必要なサービスを提供し、都民が安心して療養できる環境を整備

想定する評価指標

- 確保病床数 ●●床（うち、流行初期医療措置確保措置 ●●床、重症病床 ●●床）
- 個人防護具を 2 か月分以上確保している医療機関数 病院・診療所・訪問看護事業所について、それぞれ協定締結医療機関の 8 割以上

第8次医療計画策定に向けた骨子検討シート（第2部第1章第6節 8 新興感染症発生・まん延時の医療）

2. 発熱外来

現状（これまでの取組や実態を示す統計等を含む。）

○新型インフルエンザをはじめとする新興・再興感染症の流行に備え、感染症診療協力医療機関（帰国者・接触者外来）を整備

○新型コロナウイルス対応として、

- ・帰国者・接触者外来の設置
- ・発生初期における地域外来・検査センターの設置
- ・診療・検査医療機関の指定及び公表（5類感染症への移行後は、外来対応医療機関）の指定及び公表を実施

○発熱患者等が地域の医療機関で適切に診療・検査を受けられる体制を確保するため、感染対策に必要な医療資器材等の補助を実施

○感染拡大時には、休診が多い休日における小児の診療促進や年末年始等の長期休暇期間の診療・検査体制の確保に向けた補助を実施

課題

○発熱外来の確保

・帰国者・接触者外来を設置する医療機関以外にも「診療・検査医療機関」として、発熱患者等の診療を担うこととなったが、地域の医療機関において、発熱外来の患者の急増などにより、対応が困難となる医療機関もあったため、確実に対応できる発熱外来の確保が必要

今後の方向性（取組の概要を含む。）

○都民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生に備えるため、発熱外来を行う医療機関（病院、診療所）と医療措置協定の締結（※）を進めていく（以下、「第二種協定指定医療機関」という）。また、地域の診療所が新興感染症医療を行うことができる場合は、可能な限り協定を締結

○第二種協定指定医療機関において、新型コロナウイルスへの対応を行う外来対応医療機関の施設要件を参考に、発熱患者等専用の診察室（時間的・空間的分離を行い、プレハブ・簡易テント・駐車場等で診療する場合を含む。）を設けた上で、予め発熱患者等の対応時間帯を住民に周知又は地域の医療機関等と情報共有して、発熱患者等を受け入れる体制を構築。発熱外来を行う医療機関において、検査を実施できる場合は、検査に関する事項を協定に規定

※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条第1項の規定に基づく。

目標

○各医療機関の機能や役割に応じた、発熱外来を担う医療機関をあらかじめ適切に確保し、新興感染症の発生・まん延時の体制を確保

○新興感染症医療以外の通常医療を担う診療所も含め、日頃から患者のことをよく知る医師、診療所等と、新興感染症医療を担う医療機関が連携する体制を確保

想定する評価指標

○第二種協定指定医療機関との協定締結

・発熱外来を行う医療機関との協定締結数（流行初期※2における確保数）：●●機関

・発熱外来を行う医療機関との締結数（流行初期以降※3における確保数）：●●機関

※2 流行初期：感染症法に基づく厚生労働大臣による新型インフルエンザ等に係る発生等の公表（以下、「発生の公表」という。）後、3か月まで

※3 流行初期以降：発生の公表後、6か月まで

第8次医療計画策定に向けた骨子検討シート（第2部第1章第6節 8 新興感染症発生・まん延時の医療）

3. 外出自粛者等に対する医療の提供

現状（これまでの取組や実態を示す統計等を含む。）	課題	今後の方向性（取組の概要を含む。）	目標	想定する評価指標
<p>○新型コロナ発生前までは、新興感染症の患者は入院医療が前提となっており、自宅療養者等に対する医療の提供の仕組みが十分に構築されていない</p> <p>○都は、新型コロナに感染した自宅療養者等が安心して療養・待機できるよう、東京都医師会や夜間休日に往診を行う事業者と連携し、往診体制やオンライン診療を受けられる体制の構築や、東京都訪問看護ステーション協会や都内医療機関と連携した健康観察等の取組を推進</p> <p>○また、高齢者施設に対しては、東京都医師会と連携して施設入所者への往診等を実施し、医療支援体制を強化</p> <p>○短期間に急増する軽症患者等による入院提供体制への負担の軽減を図るとともに、家庭内感染の防止や病状急変時に適切に対応するため、入院医療の必要のない軽症者等の療養場所として宿泊療養施設を運営してきた。</p> <p>○新型コロナ発生前までは、新興感染症の患者は入院医療が前提となっており、宿泊療養等の仕組みがなかった。</p> <p>○令和3年の感染症法の改正により宿泊療養・自宅療養が法律に位置付けられた。また、令和4年の改正感染症法により、宿泊施設の提供について、都道府県と民間宿泊施設との間で協定を締結する仕組みが導入された。</p>	<p>○新型コロナにおける取組を踏まえ、新興感染症発生・まん延時において、より迅速に、より多くの医療機関が医療提供できるよう、平時から計画的に医療支援体制を整備していく必要がある。</p> <p>○新型コロナ発生時、軽症者についても隔離目的による入院患者が発生したことから、短期間に急増する軽症者対応のために病床がひっ迫した例もみられ、軽症者に対する宿泊療養等が法定化されたが、宿泊療養施設の確保が難しいケースがあった。</p>	<p>○都民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある感染症の発生に備えるため、往診や健康観察を行う医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）と医療措置協定を順次、締結（※）（以下、「第二種協定指定医療機関」という）</p> <p>○第二種協定指定医療機関において、病院、診療所は、地域医師会等の関係者と連携・協力した体制整備を行い、必要に応じ、薬局や訪問看護事業所と連携し、また、各機関間や事業所間でも連携しながら、往診やオンライン診療等、医薬品対応、訪問看護等を実施</p> <p>○自宅療養者が速やかに診療や医薬品の処方及び訪問看護を受けられるよう、東京都医師会、東京都薬剤師会及び東京都訪問看護ステーション協会等の関係機関と連携</p> <p>○高齢者施設や障害者施設等の入所者が速やかに医療機関による医療支援を受けられるよう、東京都医師会等の関係機関と連携</p> <p>○民間宿泊業者等と宿泊療養の実施に関する協定を締結することにより、新興感染症発生・まん延時に軽症者等を受け入れる宿泊療養施設を確保</p>	<p>○新興感染症発生・まん延時における自宅療養者等への医療を提供する医療機関の確保と東京都医師会等の関係機関と連携した医療支援体制を構築</p> <p>○新興感染症の発生時には、第一種協定指定医療機関が、症状が重い患者など、入院医療が必要な患者の受入れに注力できるよう、宿泊療養施設を協定により確保</p> <p>○新興感染症発生・まん延時には、入院医療の必要のない軽症者等の療養場所として宿泊療養施設を設置し、健康観察等必要なサービスを提供し、都民が安心して療養できる環境を整備</p>	<p>第二種協定指定医療機関との協定締結 ・訪問看護事業所との協定締結数：●●機関 ・薬局との協定締結数：●●機関</p> <p>【宿泊施設】 ○流行初期 ●●室 ○流行初期以降 ●●室</p>

4. 後方支援

現状（これまでの取組や実態を示す統計等を含む。）	課題	今後の方向性（取組の概要を含む。）	目標	想定する評価指標
<p>新型コロナウイルス感染症による入院加療後、回復期にある患者を受け入れる後方支援病院を確保し、重症・中等症患者等に対する医療提供体制の確保</p>	<p>○後方支援を行う医療機関の確保 ・患者の転院を進める医療機関としては、患者・家族の理解の難しさがあった。</p> <p>・患者の転院を受け入れる医療機関においては、院内感染のリスクや新型コロナウイルス感染症の流行当初は風評被害の懸念等があった</p>	<p>後方支援を行う医療機関との医療措置協定の締結を進め、特に流行初期の病床確保を行う協定締結医療機関等からの一般患者の受入れや、感染症から回復後に引き続き入院が必要な患者を受け入れる医療機関を確保</p>	<p>○感染症患者を受け入れる病床を効率的に運用するため、一般患者や感染症治療終了後の患者を受け入れる体制を確保</p>	<p>○医療機関数 ●●機関</p>

第8次医療計画策定に向けた骨子検討シート（第2部第1章第6節 8 新興感染症発生・まん延時の医療）

5. 医療人材確保

現状（これまでの取組や実態を示す統計等を含む。）	課題	今後の方向性（取組の概要を含む。）	目標	想定する評価指標
<p>○緊急時の人材派遣については、感染症危機を想定した制度は存在しなかった</p> <p>○新型コロナウイルス対応で以下の取組みを実施 「東京都医療人材登録データベース」を構築し、登録した医師や看護師等医療従事者について、都の施設等に速やかに配置できるよう運営</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、都の感染症専門医・公衆衛生医師・感染対策の知識がある看護師等の不足が顕在化</p> <p>○感染管理認定看護師等の感染症に関する専門的な知識を有する医療人材の役割がこれまで以上に増大</p> <p>○入院調整本部を設置し、東京DMATの医師による助言のもと、患者の重症度等を踏まえた広域的な入院先医療機関の調整を実施</p>	<p>○感染症対策に係る医療人材の確保 ・都及び都が要請する施設等において、速やかに医師や看護師等が確保できるよう、平時より備えておく必要がある</p> <p>・人材派遣にいつでも対応できるよう、対象者は感染症対応に必要な知識・技術を習得しておく必要がある</p>	<p>○人材派遣を行う医療機関との医療措置協定の締結を進め、臨時の医療施設等の都が設置する施設や感染拡大期等の医療人材が不足する際、速やかに必要人材を配置できる体制を整備</p> <p>○協定締結医療機関の医療従事者への訓練・研修等を通じ、感染症への対応能力を向上</p> <p>○東京都感染症医療支援ドクター事業により、感染症医療・疫学の専門家を目指す医師を都の常勤医師として採用、感染症指定医療機関や保健所等の行政機関において専門研修等を実施し、育成</p> <p>○新興感染症等への対応と平常時からの医療機関における感染管理を徹底していくため、感染管理認定看護師等の専門資格を有する医療人材を育成・確保</p> <p>○都内の医療機関において、感染対策の全体的な底上げを図るため、感染症並びに感染対策に必要な知識・技術の修得に向けた研修を医療従事者に実施し、指導的役割を担う施設内感染対策リーダーを養成するとともに、研修修了後も院内感染等に関する継続的な支援を実施</p> <p>○東京DMAT指定病院との協定に基づき、東京DMATによる都の本部支援を要請し、体制を確保</p> <p>○感染症のまん延時におけるDMAT等の円滑な派遣による災害・感染症医療確保事業の実施のため、従来実施している災害対応に加え、感染症等にも対応する医療チームとして、法律上位置づけられた国による養成・登録、都とDMAT等が所属する医療機関とにおける協定締結の仕組み等を活用して体制を確保</p>	<p>○臨時の医療施設等、知事が要請する施設に必要な医療人材を派遣する仕組みを構築</p> <p>○感染症の専門人材を確保し、新興感染症等への対応及び都内の医療機関における感染管理の質を向上</p> <p>○感染症に係る医療現場とインテリジェンス機能を支える医師を先駆的に育成し、有事の際に、育成した人材の繋がりを活用して都の感染症対策を支える医師を確保</p>	<p>○派遣可能医師数 ●●名</p> <p>○感染制御・業務継続支援チームに所属している医師数 ●●名</p> <p>○派遣可能看護師数 ●●名</p> <p>○感染制御・業務継続支援チームに所属している看護師数 ●●名</p>